

令和元年 天草市農業委員会第8回総会議事録

令和元年7月25日天草市役所本庁第2会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	12番	井島安一 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 野中幸廣 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本隆二	係長	荒木賢司
係長	松本馨	主査	中山喜光
書記	山川裕輔	書記	井上拓海

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議第72号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6 議第73号 非農地通知書交付申請について
日程第7 議第74号 納税猶予に関する証明について
日程第8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 10 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和元年天草市農業委員会第 8 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆様こんにちは。暑い中お集まりいただき感謝いたします。梅雨も明けました。農地利用推進委員の農地利用状況調査も 8 割程は終了していると聞いていますが、期限が 7 月末までなので、農地利用推進委員と農業委員もコミュニケーションを取り合いながら調査を進めていただければと思います。本日も慎重に審議を進めていくようどうぞよろしくをお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、13 番野中委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、12 番井島委員、2 番中川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 69 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。亀場町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の田 307 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約 1.0km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1P 農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、耕作できる状態で問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。亀場町の譲受人は岐阜県下呂市の譲渡人より、亀場町の田306㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は岐阜県下呂市の譲渡人より、亀場町及び楠浦町の田3,499㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦浄水場から東へ約0.3km、西へ約0.1km、青色で着色した市道草積線の東側と西側にある農地と、黄色で着色した稜南中学校から東へ約0.6kmと約1.0km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側と西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願いします。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第70号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑63㎡を駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した拓心高校から南西へ約0.1km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は斜面が崩壊する危険があるため造成し駐車場及び通路として利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に砂利が入れているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、農地として利用は難しく、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は河浦町の個人で、亀場町の畑405㎡を宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡学校給食センターから北西へ約0.4km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、共同住宅の需要が見込まれるため、共同住宅1棟、8台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末

書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、周囲も宅地に囲まれており、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、佐伊津町の畑440㎡を宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧佐伊津中学校から北へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。転用者は亀場町の個人で、佐伊津町の畑1,473㎡を太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色

着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北へ約 0.7km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル 288 枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 3 ページをお開きください。5 番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑 23.93 m²を宅地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北東へ約 0.7km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅の一部として利用したいため、宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に宅地として利用されており始末書が添付されています。ここで、本日欠席しています野中委員から意見書が提出されており、「現地確認を行いました、書類も揃っており問題なしと認められます。」と報告を受けています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第71号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 1番から3番までは関連がございますので、一括して説明してよろしいでしょうか。資料②の4ページをお開きください。1番から3番について説明します。まず1番の転用者は本渡町の個人外1名で、本渡町の畑118.62㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。次に2番の転用者は本渡町の個人で本渡町の畑235.67㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。次に3番の転用者は本渡町の個人外2名で、本渡町の畑56.09㎡を売買により取得して通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した拓心高校から北西へ約0.5km、青色で着色した県道本渡苓北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。1番の土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、3台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。2番の土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅を1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。3番の土地利用計画の内容は、1番、2番の個人住宅への通路として利用する計画です。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 4番について説明します。転用者は栄町の法人で、本渡町の畑及び田2,546㎡を売買により取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した拓心高校から西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡芥北線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地としての需要が見込まれるため、9区画に分譲し販売する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。転用者は亀場町の法人で、亀場町の畑1,249.07㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅地として需要が見込まれるため、分譲宅地6区画として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の6ページをお開きください。6番について説明します。転用者は天草町の個人で、亀場町の畑330㎡を売買により取得して、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、電気設備業を営んでおり、市内の中心に資材置場が必要となったため整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に雑種地にしているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地確認をしましたが、問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 7番について説明します。転用者は本渡町の個人で、楠浦町の畑314㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がり区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、集落に接続するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、2台分の駐車場、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 8 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 39 m² を売買により取得して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した稜南中学校から東へ約 0.9km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地の一部として利用したいため宅地拡張する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に宅地として利用されており始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（淀川洋一君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 9 番について説明します。転用者は五和町の法人で、佐伊津町の畑 605 m² を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から北東へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農

地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が手狭になってきたため、来客用及び職員用の駐車場 23 台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の 7 ページをお開きください。10 番について説明します。転用者は牛深町の個人外 1 名で、牛深町の畑 703 m²を売買により取得して用具置場及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深市民病院から北へ約 0.2km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がり区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、水産加工業を営んでいるが、工場が手狭になってきたため、タンクやパレットなどの用具置場及び従業員用の駐車場 9 台分として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（金棒康二君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 11番について説明します。転用者は有明町の個人で、久玉町の畑3,678㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から南東へ約1.8km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル360枚を設置し利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番（金棒康二君） 先日現地確認を実施しましたが、特に問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 12番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の畑483㎡に使用貸借権を設定して、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草厚生病院から南東へ約0.8km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、老朽化した農業用倉庫の建て替えが必要になったため農業用倉庫1棟を建設し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地確認を実施しましたが、問題ないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、12番の件につきまして、質疑は

ありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 13番について説明します。転用者は東京都千代田区の法人で、有明町の田1,927㎡を売買により取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した島子小学校から西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル276枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 先日現地確認を実施しましたが、問題ないと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。13番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、14番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(中山喜光君) 資料②の8ページをお開きください。14番について説明します。

転用者は有明町の個人で、河浦町の畑1,562㎡に賃借権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した上平港から南西へ約1.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル360枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。ここで、本

日欠席しています野中委員からの意見書ですが、「現地確認を行いました、書類も揃っており問題なしと認められます。」と報告を受けています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、14番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、15番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 15番について説明します。転用者は東京都の法人で、河浦町の畑21,729㎡に地上権を設定して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南西へ約1.6km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がり区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、売電収入を得たいため、太陽光パネル7,740枚を設置し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

ここで、本日欠席しています野中委員からの意見書ですが、「現地確認を行いました、書類も揃っており問題なしと認められます。」と報告を受けています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、14番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第72号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画ついてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の10ページをご覧ください。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が1件、再設定が15件、転貸が0件、合計18件で、筆数32筆、総面積が42,291

m²となっております。なお、所有権移転の計画（2件）につきましては、熊本県農業公社が五和町御領の畑6,024 m²を買入れる案件と、本渡町広瀬の個人が本渡町広瀬の畑1,220 m²を熊本県農業公社より売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の6ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第73号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の20ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、倉岳地域が1件、五和地域が1件、合計2件。筆数は全体で3筆、面積は10,785 m²となっております。現地確認を実施し、資料③の7ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。JAあまくさ浦支所から南東へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番、3番の地図です。地域交流センターおおくすから東へ約1.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） 説明がありましたが、まず1番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 2番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 3番についてご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、議第74号、納税猶予に関する証明についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。資料②の21ページをお開きください。納税猶予に関する証明について説明します。農地に係る相続税の納税猶予を受けている浜崎町

の個人から、相続税の納税猶予の対象となっている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が提出されています。現地確認を実施した結果を資料の確認結果の欄に記載しております。スクリーンをご覧ください。現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ってよろしいかご審議をよろしく願います。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請のとおり承認致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（中山喜光君） 資料②の22ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係許可不要転用届は、農業用のため池でした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、令和元年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

午後3時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田実

署名委員 中川徹

署名委員 井島幸一